

平成 28 年 6 月 24 日

内閣府知的財産戦略推進事務局 御中

インターネット知的財産権侵害流通品防止協議会

## 平成 27 年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

拝啓 梅雨の候、貴事務局におかれましてはますますご清栄のことお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて本協議会が、平成 17 年度以来、貴内閣府知的財産戦略推進事務局をはじめとして、警察庁、経済産業省、総務省、文化庁、特許庁、消費者庁をオブザーバーに迎え、インターネットサービスを契機として為される知的財産権侵害をめぐる諸問題に対する解決について、民間レベルでの協同作業を鋭意進めて参りましたことは、ご出席をいただいている貴事務局においてもご認識いただいていることと存じます。

貴事務局におかれましては、本報告書を権利者・権利者団体とインターネットサービス事業者等の総意として、ご参照いただきたく、お願い申し上げます。

### 【概要】

#### 1. 効果検証分科会の報告

- 1 群では、インターネットサービス事業者による自主パトロール、および権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施された結果、継続して侵害品出現率を低く抑えられていることが確認できた。
- 3 群では、前年度と比べて、商標権関係における侵害品出現率が低下しており、知的財産権侵害の対抗策の効果が現れていることが確認できた。

#### 2. ガイドライン分科会の報告

平成 22 年度に改定を行ったインターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の運用状況について検証を行うとともに、ガイドライン改定の要否について検討を行った。

議論の結果、前回の改定から約 5 年間の運用を経て、特段の不具合は生じていないことが確認できた。また、インターネットの世界は日々変化しているため、新たな侵害形態等の最新の情報交換が事業者・権利者双方にとって有益であることを再確認できた。

## 1. 効果検証分科会の報告

### (1) 効果検証の方法

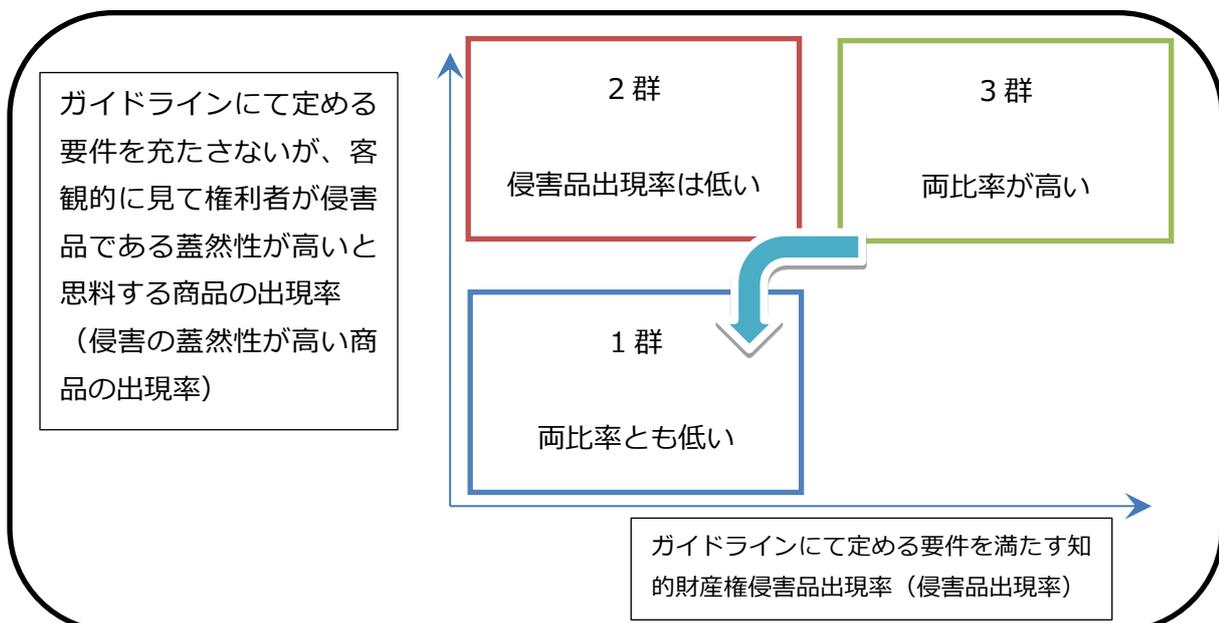
本年度も、例年と同様に、権利者側の削除要請担当者と事業者側の自主削除担当者で構成される「効果検証分科会」を設置した。別紙 1 の「効果検証の実施方法について」に基づき、効果検証を実施した。

「効果検証の実施方法について」に記載のとおり、本年度も検証対象物品を 2 類型に分けて検証を行っている。すなわち、「画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、(権利者は)オークション事業者に出品停止要請可能なもの」(図 1 横軸および表 1 参照)と、「発信されている情報からは(ガイドライン等に照らすと)オークション事業者において削除をする根拠が直接得られないが、諸情報を勘案すると購入し権利者が確認した場合には間違いなく侵害品である、と思量されるもの」(図 1 縦軸および表 2 参照)の 2 つである。

本年度も加盟事業者を 1 群から 3 群に分類しており、各群の構成については、昨年度からの変更はない。詳細は下記の通りである。

- 1 群・・・  
加盟事業者 3 社。
- 2 群・・・  
加盟事業者 1 社。  
(サービスが停止されているため、分析の対象としていない。)
- 3 群・・・  
加盟事業者 1 社。  
(検証母数から、本年度は著作権については分析の対象としていない。)

【図1 「率」定義・群の位置付け】



(2) 検証結果

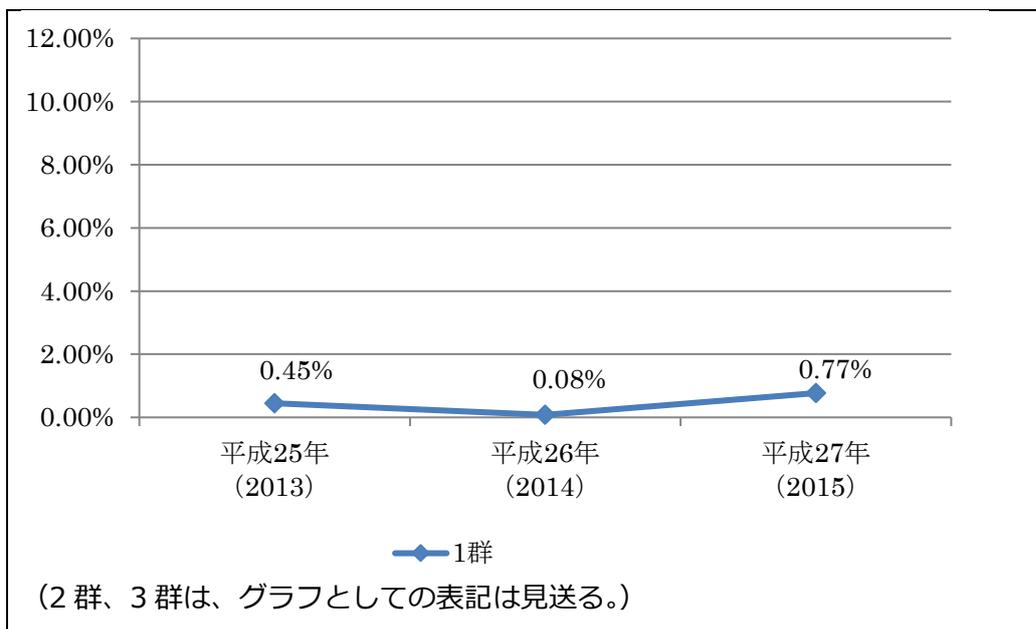
表1 侵害品出現率

		平成 25 年 (2013)		平成 26 年 (2014)		平成 27 年 (2015)	
		検証数	侵害率	検証数	侵害率	検証数	侵害率
著作権	1 群	7,381	0.18%	9,044	0.02%	4,762	0.25%
	2 群	49	0.00%	37	0.00%	—	—
	3 群	690	0.00%	602	0.00%	—	—
商標権	1 群	7,833	0.71%	5,364	0.17%	2,292	1.83%
	2 群	96	0.00%	7	0.00%	—	—
	3 群	1,040	58.85%	1,200	84.67%	400	32.00%
合計	1 群	15,214	0.45%	14,408	0.08%	7,054	0.77%
	2 群	145	0.00%	44	0.00%	—	—
	3 群	1,730	35.38%	1,802	56.38%	400	32.00%

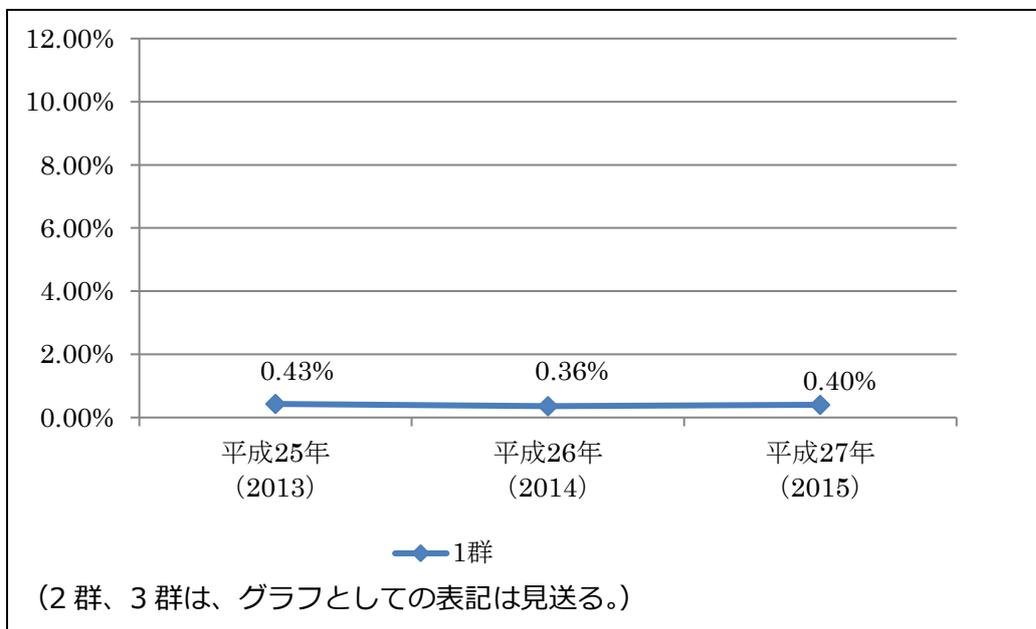
表2 侵害の蓋然性が高い商品の出現率

		平成 25 年 (2013)		平成 26 年 (2014)		平成 27 年 (2015)	
		検証数	侵害率	検証数	侵害率	検証数	侵害率
著作権	1 群	7,381	0.58%	9,044	0.53%	4,762	0.59%
	2 群	49	0.00%	37	86.49%	—	—
	3 群	690	0.87%	602	0.17%	—	—
商標権	1 群	7,833	0.29%	5,364	0.07%	2,292	0.00%
	2 群	96	0.00%	7	42.86%	—	—
	3 群	1,040	13.37%	1,200	3.92%	400	6.25%
合計	1 群	15,214	0.43%	14,408	0.36%	7,054	0.40%
	2 群	145	0.00%	44	79.55%	—	—
	3 群	1,730	8.38%	1,802	2.66%	400	6.25%

グラフ1 1群の侵害品出現率（著作権と商標権の合計）の推移



グラフ2 1群の侵害の蓋然性が高い商品の出現率（著作権と商標権の合計）の推移



### (3) 検証結果の分析

#### A.著作権関係の出品（表 1・2）について

1 群は、昨年より侵害品出現率が微増し、0.25%となった。侵害の蓋然性が高い商品の出現率も若干増加し、0.59%となっている。

2 群については、サービスが停止されているため、分析の対象としていない。

3 群については、検証母数が乏しいため分析を行っていない。

#### B.商標権関係の出品（表 1・2）について

1 群は、昨年より侵害品出現率が微増し、1.83%となった。侵害の蓋然性が高い商品の出現率は低下し、0.00%となっている。

2 群については、サービスが停止されているため分析の対象としていない。

3 群については、侵害品出現率が昨年の 84.67%から 32.00%まで低下しており、侵害の蓋然性が高い商品の出現率も 6.25%と低い水準を維持している。該当事業者においては、昨年度から侵害品出品者による再犯を防止するための対抗策を実施しており、当該対抗策の効果が現れたものと考えられる。

#### C.全体の状況（グラフ 1・2）について

知的財産権侵害品対策が先行する 1 群においては、侵害品出現率が 1%未満という非常に低い数値で安定している。侵害の蓋然性が高い商品の出現率を加えても、低い水準が維持されている。

2 群については、サービスが停止されているためグラフ化を行っていない。

3 群については、十分な検証母数が乏しいためグラフ化を行っていない。

### (4) その他

- ・コンピュータソフトウェア著作権協会からは、「著作権関連はここ数年、侵害率ほぼ0%を維持しており、権利者と事業者の協力の成果である、ただし、ガイドラインには当たらないものの不正な出品物は依然として存在しているとの認識である。」とのコメントがあった。
- ・本田技研工業が対象とした物品について侵害率が高いという報告があったが、もともと事業者判断で対処しようがないものであり、かつ、権利者・事業者間で侵害品であるとの共通認識が形成されていないものであったため、効果検証分科会から本会に報告する効果検証結果からは除くこととなった。
- ・ユニオン・デ・ファブリカンが蓋然性が高い出品としてカウントしたブランド品の袋・箱の出品及びブランド出品ではないにもかかわらず当該ブランド名で検索した際に表示される出品（当該出品において、検索キーワードを当該ブランド名で設定しているもの等）については、権利者・事業者間で侵害品であるとの共通認識が形成されていないものであ

ったため、効果検証分科会から本会に報告する効果検証結果からは除くこととなった。  
・特定の権利者においては、任意でショッピングモール及びフリマの試験的な検証も行った。ただし、あくまで今後の参考として実施したものであり、検証実施方法も任意のものであったため、本分科会の報告の対象には含めない。

## 2. ガイドライン分科会の報告

平成 22 年度に改定を行ったガイドラインについて運用状況を確認するとともに、新たな出品手口等に対応するための情報共有の場として、ガイドライン分科会を設置した。

改定されたガイドラインに関し特段の不具合はないことが確認されたが、インターネットの世界は日々変化しているため、新たな侵害形態等の最新の情報交換が事業者・権利者双方にとって有益であることを確認した。

また、ガイドラインの対象範囲をより明確化する為、現会員以外の事業者・権利者の拡大について討議した（詳細は別紙 2 のとおり）。

## 3. 本年度の活動の総括

以上のとおり、権利者・事業者双方がそれぞれの立場を尊重しつつ協力して侵害者に対峙するという「日本方式」の推進により、本年度も引き続き、1 群において侵害品出現率を極めて低い水準に留めていることが確認された。

来年度以降、インターネットオークションサービスだけでなく、インターネットショッピングモールにおける知的財産権侵害品対策や、スマートフォン向けアプリを利用する新規コマースサービスにおける知的財産権侵害品対策についても取り組む予定であり、既にそれら新たな形態の事業者の入会が完了している。

政府においては、世界にも類をみない成果を出している本協議会の取組みを、是非諸外国に紹介していただき、インターネット上の知的財産権侵害品対策のデファクトスタンダードとして認知されるようご助力いただけると幸いである。

## 各種統計データ

### ■総出品数

	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)
ヤフオク!	2,512	2,631	3,149	3,678	4,240
楽オク	319	317	317	305	240
DeNA ショッピング (ビッダーズ)	785	888	1,048	707	682
モバオク	432	367	331	304	244

- 単位：万件
- 12月の1日あたりの総出品数平均（DeNA ショッピングの数値のみ12月末日における総出品数）。なお、DeNA ショッピングの数値のうち、平成23年から平成24年まではビッダーズとしての数値である。

### ■自主削除件数

	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)
著作権	78,052	62,694	62,400	24,685	15,529
商標権	139,792	233,273	54,791	90,680	73,182
合計	217,844	295,967	117,191	115,365	88,711

- ヤフオク!・楽オク・DeNA ショッピング・モバオク・ショッピースの合計値。

### ■権利者からの削除依頼件数

	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)
著作権	2,601	754	315	116	300
商標権	71,644	54,428	44,905	30,458	85,053
合計	74,245	55,182	45,220	30,574	85,353

- ヤフオク!・楽オク・DeNA ショッピング・モバオク・ショッピースの合計値。
- 権利者からの削除依頼件数には、個別の商品が削除されたもの、販売者の利用停止措置に伴う個別の商品削除を含む。
- 権利者によっては、効果的な知的財産権侵害品対策を行うために、重点的に監視を行う対象サービスや対象商品を変更している。そのため、権利者からの削除依頼件数は、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

## 日本方式の原則

1. 両者（権利者とプラットフォーマー）は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
3. プラットフォーマーは、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。